

## 必要書類

### 伐採及び伐採後の造林の届出書

- (1) 伐採箇所が特定できる公図等の写し
- (2) 伐採箇所の全部事項証明書、固定資産税納税通知書の写しその他土地所有権又は造林権原があることが分かる書類
- (3) 森林所有者、伐採行為者及び造林行為者が相違しているときは、権原の移行が確認できる契約書等の写し
- (4) 森林所有者等が個人の場合は運転免許書その他氏名及び住所の分かる書類の写し、公的機関等を除く法人等の場合は当該法人等の履歴事項全部証明書及び定款の写し
- (5) 伐採区域に關し、隣接森林所有者との確認状況が分かる書類（ただし、単木的な伐採その他境界に隣接しない場合、境界杭その他工作物により境界が明らかな場合及び契約書の提出その他届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合は除く。）
- (6) 伐採後において森林以外の用途に供する場合は、美里町小規模林地開発行為の取扱に関する要綱（平成 27 年告示第 48 号）第 3 条に規定する小規模林地開発行為届出書
- (7) その他町長が必要と認める書類